

# 福井原発訴訟(滋賀)を支える会ニュース

2019年6月14日 No.38 連絡先 吉原稔法律事務所 Tel 077-510-5262 FAX 077-510-5263  
E-mail [nql30048@nifty.com](mailto:nql30048@nifty.com) ホームページ <http://www.nonukesshiga.jp/>

## 内 容

6月4日 本訴第23回口頭弁論	1
【記者会見・報告集会での報告・質疑】	2
4人の若手弁護士が新たに弁護団に参加	3
【原告側準備書面の要点】	
準備書面(58)【基準地震動】	4
準備書面(59)【津波】	5
準備書面(60)【燃料ピット】	5
準備書面(61)【特重施設・コスト】	6
準備書面(62)【火山】	6
準備書面(63)【「新規制基準と住民避難を考える」】	6
資料紹介・・・原子力市民委員会年次報告 2018	7
勉強会～大津の裁判の総復習～	8
今後の大津地裁での裁判の日程	8

## 6月4日 本訴第23回口頭弁論

原告側

主張の終結をめざして6件(地震、津波、燃料ピット、特重施設・コスト、火山、総括的主張)の書面提出

関電 地震問題、中性子照射、大飯地盤について反論  
裁判長交代後の来年9月から証人尋問開始の見通し

6月4日、福井の原発7基の運転差し止めを求めた本訴(2013年12月24日提訴)第23回口頭弁論が大津地裁で行われました。これに向けて原告側は準備書面(58)～(63)の6件を提出。

準備書面(58)は、基準地震動について、これまでの主張を体系的に整理したものです。(59)は、伝承の津波についての主張を補充するとともに海底の地すべりによって発生した可能性の高い1026年の万寿津波を例にあげながら関電の調査の不十分性を指摘しています。(60)は、使用済み核燃料ピットについて、関電は、冷却システムが機能喪失しても燃料取替用水システムからピットへ補給できる主張していることに対して、燃料取替用水システムからの補給は、冷却システムを使用していることと論理矛盾であることを指摘しています。(61)は特定重大事故等対処施設(以下「特重施設」)の問題、原発が経済的になりたないことがいよいよ明確になってきたことなどについて主張したものです。(62)は、火山噴火に影響について、最近の規制委員会における議論を踏

まえて関電の対応を批判しています。(63)は、証拠提出した京都自治体問題研究所編の「新規制基準と住民避難を考える」の重要な部分について説明したものです。法廷では、準備書面(58)、(61)の要点を井戸弁護士が説明し、(62)について高橋陽一弁護士がパワーポイントを用いて説明しました。

一方、関電側は、準備書面(42)～(44)を提出。(42)は、この間の地震問題について行った原告主張への反論、(43)は、中性子照射に伴う圧力容器の脆化などについての原告主張への反論、(44)は、大飯の地盤問題についての原告主張への反論であり、その内容について、代理人弁護士が口頭で説明を行いました。

次回以降の予定について、原告側は、今回間に合わなかった放射性廃棄物の処理処分問題、クレーン倒壊問題に加えて、最近の原子力規制委員会で議論となっている、震源を特定しないで定める基準地震動の問題、さらに今回、関電が反論してきた大飯の地盤問題についての再反論を行いたいとしました。関電側は次回、高浜、美浜の地盤問題についての反論と本日の原告側 6 件についての反論を次回、次々回とで行いたいとしました。

次回期日は、9月10日(火)14:30からとされました。

法廷でのやり取り終了後、記者会見、報告集会、を行いました。

この中で、口頭弁論が始まる前に行われた裁判所と双方の代理人とで行われた進行協議では、今後の予定について次のような見通が確認されたことが報告されました。

- ① 裁判長および右陪席は4月の異動で変わる可能性が高い。
- ② 証人尋問は裁判所の新しい体制で行われることが望ましく、現在予定されている年度内の期日において、原告は基本的に次回で終了し、関電はそれから2回の期日で反論を終了する。
- ③ 年度がかわって6月に原告側は証人採否の決定を求め、9月から尋問を始めていく。

---

## 【記者会見・報告集会での報告・質疑】

井戸弁護士から、双方の準備書面の概要と進行協議における今後の予定について報告が行われたあと記者からの質問を受けるとともに、報告集会で参加者からの質問を受けました。

### 【記者・参加者との主なやりとり】

Q1.それぞれの原発で対応できなくなる火山灰の許容層厚はどのくらいか？

A. 許容層厚は各原発のそれぞれの施設ごとに定められている。全部の施設が許容値を超えているわけではないが、最小値がその原発の許容値となる。たとえば、高



浜では、燃料取替用水タンクで14cm、美浜では12cmが最小の許容値となっているが、関電の想定層厚は20cmであるので、高浜、美浜は許容値を超えている。

Q2.火山灰のリスクは？

A.自家発のフィルターの目詰まりや、建物などの荷重増加の問題が想定されているが、火山灰は想定外のトラブルを引き起こすおそれがある。たとえば、冷却水を海から取水しているポンプが、海水に火山灰がまざった状態で正常に動くかどうかなど未解明の問題がたくさんある。

Q3.原子力規制委員会の関電に対する（火山灰に関する新たな調査結果に基づく検討についての）報告徴収の結論は？

A. 規制委員会は関電の報告をうのみにしなかった。設計変更を求めることになると思うが、関電の弁明を聞くとしている。それが6月14日頃に行われる。その弁明を聞いたうえで設計変更命令になるのではないかと。ただ、運転停止とまでは言わない。火山噴火はいつおこるかかわからないので、設計上不備があれば運転停止を求めるべきであると本日の法廷でのプレゼンテーションでは主張した。

Q4.次回の地震についての準備書面の内容？

A. 規制委員会では、震源を特定しないで定める基準地震動の設定に関する見直しを

行っている。見直しを行っているということは現状で問題があるからであり、規制委員会の問題意識をベースにしながら主張をしたい。ちなみに、この問題では、関電は、モーメントマグニチュード Mw5.7 で基準地震動を設定しているが、Mw6.5 を超えないものは地表に震源断層が表れないとされており、我々は Mw6.5 で設定すべきと主張している。

Q5.特重施設についてはこれまでどのような主張をしてきたのか？

A. 猶予期間をつくるのはけしからんと言ってきた。今回はこれを補充したものだ。

Q6.地質調査などは関電の系列会社がおこなっており、中立性が確保されていると言えるか？

A. その点の判断は規制委員会がおこなうべきものと考えます。

Q7.証人について差支えない範囲で教えてもらいたい。

A. 現在了解が得られているのは、地盤関係で2名、避難計画で1名、被害者1名の計4人が決まっている。

## 4人の若手弁護士が新たに弁護団に参加

弁護団に次の4人の若手弁護士の方々に参加していただくことになりました。報告集会ではそのうち、3人の方を紹介、あいさつをしていただきました。



清水脩(琵琶湖大橋法律事務所：写真左)、雪谷真里奈(琵琶湖大橋法律事務所：写真中央)、関口速人(滋賀第一法律事務所：写真右)、中川博貴(湖都経営法律事務所)

(敬称略)

## 【原告側準備書面の概要】

### 準備書面(58)【基準地震動策定問題の整理】

基準地震動策定方法の問題をその基礎から整理し、原告らが従前主張してきた内容をその中に位置づけた。主な内容は以下のとおり。

- ① 福島事故後の法改正の趣旨から判断すると、原発の耐震設計は、少なくとも建物基礎底での入力地震動は観測記録最大の4022ガルを前提になされなければならない。
- ② これに対して被告は、原発の解放基盤表面はS波速度700m/s以上の岩盤であるから、大きな揺れは来ないと主張するのであろう。なるほど、軟弱地盤よりも岩盤の方が揺れが抑えられるという一般論は原告らも否定はしない。しかし、岩盤だからといって、一定レベル以上の地震動が襲わないという根拠はない。現に、2007年新潟県中越沖地震の際の柏崎刈羽原発1号機の解放基盤表面の地震動は、1699ガルと計算されている。
- ③ 住宅メーカーは、全国どこに建てても、岩盤であっても、軟弱地盤であっても同じ耐震性能を保証している。たとえば三井ホームは5115ガルと原発よりはるかに大きい耐震性を保証している。
- ④ 現在各原発で定められている基準地震動（高浜700ガル、大飯856ガル、美浜993ガル）を超える地震がこないということは、地震学、強震動学、地質学等の知見によって断言できない。
- ⑤ 観測史上最大の地震動を採用しない新規制基準は、原子炉等規制法に違反していて、違法である。仮に違法とまで言えない

とすれば、基準地震動は「災害の防止上支障がない」ものである必要があるから、策定方法として、次の(1)～(5)の要件が満たされていることが不可欠である。

- (1) 地質、地盤等については必要な調査が尽くされていること
- (2) 基準地震動の策定に当たっては、現在の地震学や周辺諸科学の限界を踏まえて、「パラメータの不確かさ」と「データのバラツキ」が十二分に考慮されていること
- (3) 基準地震動の策定方法に関わる学説については、その合理性を明らかに否定できる場合を除き、その内容が斟酌されていること
- (4) 当該原発敷地に襲来する可能性のある最大の地震動を評価するという姿勢が貫かれていること
- (5) 現実に発生した事象による新たな知見が生かされていること
- ⑥ 上記各要件について個別に検討したところ、これらの要件が全く備わっていない。したがって、新規制基準に不合理な点がないこと、新規制基準に適合しているとした原子力規制委員会の判断に看過しがたい過誤欠落がないことの立証がなされていないのであるから、本件各原発が過酷事故を起こして原告らの人格権が侵害される具体的危険があると判断されるべきであり、本件各原発の運転差止め請求は認容されなければならない。





## 準備書面(59)【津波】

① 被告の津波堆積物調査が不十分である。

被告は天正の大津波の可能性を否定し、その根拠として、発見されるべき津波堆積物が発見されないことを挙げていることに対して、原告は、堆積物が発見されないから津波もなかったと即断することはできないとの反論を行ったが、平成23年に原子力安全・保安院が開催した、「地震・津波に関する意見聴取会」においても、津波堆積物の専門家から以下のように同様の指摘がなされていた。

・「津波が来れば、本当に津波堆積物ができるような条件というものはすべてそろっているんだということ」を論証する必要がある。

・「(関電が行った)分析結果のみでは津波堆積物が無いことを証明するのは難しい。今後、

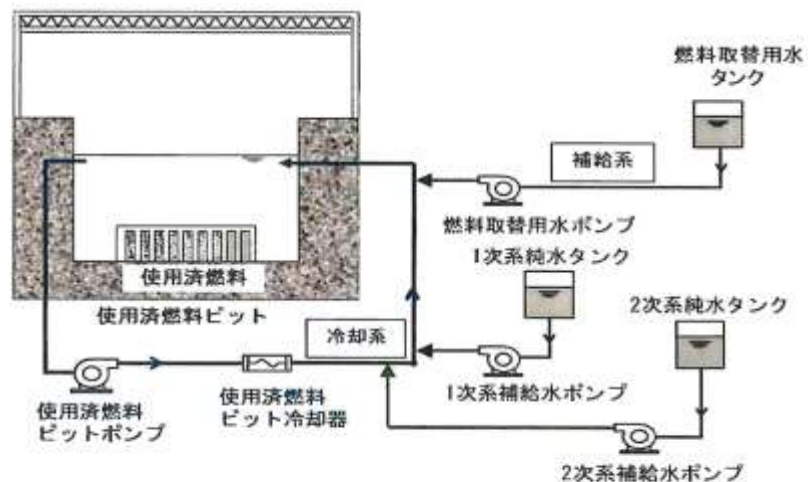
調査地点を増やした追加調査を検討すること」  
② 福井県の郷土資料である「拾樵雑話」において、大きな津波を経験したことのある人々の避難行動が記録されている。時代は天正から少し後であり、天正の大津波を経験した行動であることをうかがわせるものだ。

③ 1026年6月16日、島根県益田市を中心に、最大遡上高25メートルにも及ぶ大津波が襲ったという記録が数多く残されている。これは海底の地すべりによるものと考えられているが、関電の海底の地すべりによる津波の想定は不十分なものである。すなわち、専門家は、海底地すべりを起こす可能性のある区域として3つのエリアを指摘しているが、関電の想定は、個別の想定しかしておらず、3つ同時に地すべりを起こすケースを考えていない。

## 準備書面(60)【使用済燃料ピット関係】

使用済み核燃料は、大量の核分裂生成物を含み、元のウラン燃料と比べて非常に高い放射能を有している。放置すれば、崩壊熱によりメルトダウンを起こし、再臨界の危険性もあり、大量の放射能が環境中に拡散していくことになる。このため、各原発では、水中に使用済み核燃料を入れ、崩壊熱を除去し、放射線を遮蔽しているが、給水系統が故障すると重大事故に発展していく。関電は、「使用済燃料ピットの補給設備等の設備が機能喪失した場合をもあえて想定し、このような場合であっても、なお使用済燃料の冠水状態を維持できるようにするために必要な設備を設けている。」としている

が、図に示すとおり冷却系統が機能喪失した場合の給水は燃料取替用水タンクから、機能喪失している冷却系の配管などを使って給水しようとするものであり論理矛盾であると言わざるを得ない。また、冷却系の耐震レベルが低いことも問題だ。



【図表1-7 使用済燃料ピットの冷却機能及び補給機能】

## 準備書面(61)【特重施設<sup>1</sup>、原発のコスト等】

①特重施設等のない本件各原発は直ちに停止させるべきであること

被告が所有する原発が猶予期間内に特重施設等を完成させられない場合、原子力規制委員会から運転停止命令を受けるのは当然である。しかし、そもそも特重施設に猶予期間が設けられていること自体が不合理だ。

特重施設等に猶予期間を設けた設置許可基準規則附則2条は、規制基準が「災害の防止上支障がない」ものであることを求めた原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号に違反している。したがって、原子力規制委員会の運転停止命令を待つまでもなく、被告が運転している本件各原発は、司法によって直ちに運転を禁止されるべきだ。

②以下の点から原発が経済的に成り立たないことがいよいよ明確になってきた。

- 1) 三菱重工業によるトルコへの原発輸出、日立製作所によるイギリスへの原発輸出の断念ないし凍結
- 2) 投資家の反応  
日立製作所がイギリスでの原発建設事業凍結に向けた損失計上方針が伝わると、日立製作所の株式は、前日比で一時9%も上昇
- 3) 中西経団連会長の本音「国民が反対するものは作れない」
- 4) 経産省の原発補助金制度創設の画策
- 5) 原発に社会的有益性がないことがいよいよ明らかになる中で安全性に関する社会通念に影響を与える。

## 準備書面(62)【火山】

①大山の噴火規模は関電の想定を大きく上回ることが明らかになり、規制委員会は昨年12月、関電に対して噴出規模と各発電所ごとの敷地における降下火砕物の最大層厚に関し報告徴収命令を発令した。

②新たに行われた関電の評価によっても、少なくとも高浜発電所と美浜発電所は新規規制基準

を満たさなくなり原子力発電所の運転を停止すべきことになる。

③ところが関電は、「発電所運用期間中に今回噴出量を算出した規模の噴火の可能性は十分低いと考えられる。」として対応をまめかれようとしている。

## 準備書面(63)【「新規規制基準と住民避難を考える」】

証拠提出した京都自治体問題研究所編の「新規規制基準と住民避難を考える」に基づく主張で以下の構成となっている。

第1 第1章・原子力規制委員会「新規規制基準の考え方について」の問題点

第2 第2章・原発事故災害および原発技術の特殊性

第3 第3章・避難計画と深層防護

第4 第4章・原発・政府・自治体の初期対応—3・11福島第一原発事故24時間

<sup>1</sup> 「特重施設」：特定重大事故等対処施設の略称。故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム（以下「テロ等」という。）により、炉心の損傷が発生するおそれがある場合などに対し、放射性物質の放出を抑制するための施設で次のようなものがある。緊急時制御室、電源設備（発電機）、第2フィルタ付ベント設備、注水設備、減圧操作設備。このうち、緊急時制御室が猶予期限5年以内に完成しない原発が多く、施設が完成するまで運転停止に追い込まれる可能性が報道されている。

の経過と教訓

第5 第5章・原子力安全協定の法的性質  
と自治体の役割

第6 第6章・原発再稼働に係る科学技術  
上の諸問題

第7 第7章・原子力規制委員会の柏崎刈  
羽原発規制基準適合判断

第8 第8章・運動から見た浜岡原発再稼  
働巡る論点

第9 第9章・若狭原発群の脅威



資料紹介・・・原子力市民委員会年次報告 2018



原子力市民委員会 年次報告 2018

目次

原発ゼロ社会の実現に向けて	2
第1部 各部会の取り組み課題から	
第1部会 ・被害の「見えない化」と打ち切られる避難者への支援	6
・福島の子供、甲状腺がん・疑い 200人以上	7
第2部会 ・従来型核廃棄物の管理・処分の動向	8
・運送を深める事故由来廃棄物の取り扱い	9
第3部会 ・なりふり構わぬ原発延命政策	10
・ゆがめられる電力システム改革	11
第4部会 ・福島第一原発の現状	13
・原発再稼働をめぐる規制審査、原発運転差止訴訟などの動き	14
第2部 声明・意見書の背景とその後	
① 福島第一原発事故による被災者に対する健康調査の拡充を求める意見書	16
② 声明「エネルギー基本計画は原発ゼロ社会の実現を前提に見直しを」	17
③ 声明「原子力規制委員会は火山影響評価ガイドの死文化を撤回せよ」	18
④ 声明「トリチウム水は大型タンクに100年以上保管せよ」	19
⑤ 声明「東海第二原発の安全性は確認されておらず、再稼働をするべきではない」	20
⑥ 声明「原子力事業者の責任を明確にし、被災者に対して適切な賠償を行うために 原子力損害賠償法の抜本的見直しを求める」	21
第3部 主催イベントから	
① 熟議民主主義は実現するか？韓国・新古里5・6号機における公論化プロセスを 振り返る勉強会	24
② 廃炉時代を考える意見交換会 in 福井	25
③ 福島県外の放射能汚染に関する意見交換 ― 茨城県と栃木県での市民活動の経験から	26
④ 第21回原子力市民委員会 いま核廃棄物の管理・処分のあり方を考える	27
⑤ 第22回原子力市民委員会 原発事故被災における「語られぬもの」を可視化する	28
活動記録(2017年12月～2019年3月)	29
原子力市民委員会メンバー表	32

注文方法

- 冊子版A4判並製をご希望の方は、1冊500円(送料込み)でご送付いたします。  
代金を下記の郵便振替口座までお振り込みください。  
郵便振替口座：00170-0-695728 加入者名：原子力市民委員会
- 振込用紙には、必ず下記の事項をご記入ください。  
1) お名前 2) ご住所 3) 電話番号  
4) ご希望の書籍のタイトル 5) 注文の冊数 6) E-mailアドレス(任意)

# 勉強会～大津の裁判の総復習～

裁判も終盤となり、証人尋問の日程も次第に具体化しようとするなかで、弁護団では既出論点をこれまでのパワポを使っておさらいする勉強会を以下のとおり計画されました。希望される方は吉原事務所までメールまたは FAX で申し出てください。

日時 2019 年 8 月 28 日(水)10:00～17:00

場所 滋賀弁護士会館

※詳細は 7 月の弁護団会議で決まる予定です。



## 今後の大津地裁での裁判の日程

2019 年

9 月 10 日(火)14:00～進行協議、14:30～第 24 回口頭弁論、15:30～記者会見・報告集会  
書面提出予定 (①放射性廃棄物問題、②クレーン倒壊問題、③大飯地盤再反論、④震  
源を特定しないで定める基準地震動について)

法廷でのプレゼンテーション・津波：準備書面 6 1：石川弁護士、・ピット：準備書  
面 6 0：崔弁護士、・あともうひとつかふたつ (未定) >

12 月 10 日(火)13:30～進行協議、14:30～第 25 回口頭弁論、15:30～記者会見・報告集会

2020 年

3 月 10 日(火)13:10～第 26 回口頭弁論

(証人尋問が想定された時間配分なので変更の可能性あり)

6 月頃 証人の採否決定

9 月頃 第 1 回証人尋問